

議案第 15 号

大野市いじめ問題調査委員会設置要綱案

令和 4 年 3 月 28 日提出

大野市教育委員会  
教育長 久保俊岳

提案理由

いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項に規定される重大事態が発生した際の対処及び再発防止のための調査等を行う調査組織を常時設置するため

大野市教育委員会告示第 号

大野市いじめ問題調査委員会設置要綱を次のように定める。

令和4年3月 日

大野市教育委員会

大野市いじめ問題調査委員会設置要綱

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。）第28条第1項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）への対処及び再発防止のための調査等を行うため、大野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に大野市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 調査委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 重大事態に係る事実関係等の調査に関すること。
- (2) 重大事態の再発防止に係る提言等を行うこと。

(組織)

第3条 調査委員会は、委員6人以内をもって組織する。

- 2 委員は、弁護士、医師、学識経験者、心理、福祉等の専門的知識及び経験を有する者、その他教育委員会が必要と認める者のうちから教育委員会が委嘱する。
- 3 委員の辞職等により欠員が生じた場合には、教育委員会は速やかに新たな委員を委嘱するものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。

- 2 前条第3項の規定により新たに委嘱された委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(委員長)

第5条 調査委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、調査委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 調査委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長が選出されていないときは、教育長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 会議は、公開しない。ただし、委員長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

5 委員が調査対象となる重大事態事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する場合は、その議事に参与することができない。

(関係者の出席等)

第7条 委員長は、調査委員会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報告書)

第9条 調査委員会は、第2条の所掌事務に関し、その報告書を教育委員会に提出しなければならない。

(庶務)

第10条 調査委員会の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、調査委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

## いじめ防止対策推進法に定める組織

対応・設置する組織			法的根拠（いじめ対策推進法）	大野市の状況
通常時	地方公共団体	① いじめ問題対策連絡協議会	地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。（法第14条第1項）	【設置済】 大野市いじめ問題対策連絡協議会 (条例設置)
		② 教育委員会の附属機関	教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。（法第14条第3項） ※「附属機関」は地方自治法により、条例設置、構成員は非常勤。 ※「附属機関」が担当する職務は、地域基本方針の内容に応じ、条例で定める。 ※教育委員会の附属機関であるため、公立学校を対象とする。	【未設置】
	学校	③ いじめ防止等の対策のための組織（必置）	学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。（法第22条）	【設置済】 各学校の「いじめ防止基本方針」において「いじめ対策委員会」等を設置
重大事態発生時	教育委員会	④ 学校又は学校の設置者の置く調査組織（発生時必置）	学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。（第28条第1項） (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。 (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。	【発生時設置対応】 左記の（1）及び（2）の重大事態が発生した際は、「大野市いじめ防止基本方針」において、調査を行うための組織として弁護士等に協力を要請し、第三者組織を設置すると規定している。 <u>令和4年度より、重大事態発生時には早急に行うため、常時設置としたい。</u>
	地方公共団体	⑤ 附属機関 ※公立：地方公共団体の長 ※私立：都道府県知事	報告を受けた地方公共団体の長（私立学校の場合は都道府県知事）は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。（第30条第2項、第31条第2項） ※「附属機関」は地方自治法により、条例設置、構成員は非常勤 ※「附属機関」設置以外による調査（地方公共団体内の常設の行政部局が第三者等の意見を求めながら調査を実施することや、地方公共団体が独自に設置している監査組織等を活用することなど）も考えられる	【未設置】 市長は、④調査組織等による調査報告により必要があると認めるときに、附属機関等を設置し、調査を行うことができる。